フライアッシュ	FLY ASH	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の流動状態が解消されるまで出港しないこと。 八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十一　船積み後、積載場所のハッチを密閉すること。 十二　航海中は、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十三　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 十四　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。 十五　陸揚げ後は、同じ品名の貨物を積載する場合を除き、積載場所を十分に清掃し、洗い流すこと。
粒状スラグ	GRANULATED SLAG	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の温度が50℃を超える場合は船積みを禁止すること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
粒状タイヤゴム	GRANULATE TYRE RUBBER	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事及び喫煙を禁止すること。 三　船長は荷送人から、貨物が洗浄されたゴム材料のみで構成されていることを示す書面の提出を受けること。 四　積載期間が５日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。
石こう	GYPSUM	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。
チタン鉄鉱砂［イルメナイトサンド］（水分値が２％以下のもの。）	ILMENITE SAND	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉄鉱石	IRON ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
鉄鉱石ペレット	IRON ORE PELLETS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。
鉄岩	IRONSTONE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
曹灰長石	LABRADORITE	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。